

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>只今から令和4年第5回留寿都村農業委員会総会を開会致します。直ちに会議に入ります。本日の出席委員は9名です。定足数に達しておりますので、総会を開会いたします。開会に当たりまして、仁司会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶)</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名については、会議規則第9条の規定に基づき5番近藤委員、6番吉本委員を指名します。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、決定いたします。</p> <p>日程2、会期の決定については本日1日限りとしたいが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定します。</p> <p>日程3、議案第1号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請の案件となっております。議案の3頁をご覧ください。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします。議案第1号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは議案第1号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程4、議案第2号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号につきましては、平成21年に施行された改正農地法に規定された内容のうち、農地法第3条第2項第5号に定める農地について、農家として認められる最低限の面積「下限面積」の設定が市町村農業委員会の裁量権で設定できることとなったこと、並びに現況に則した形で農地法を運用することが前提となっているため、1年に1回、総会にて審議し、決定することとなっております。</p> <p>本村においては、従前は北海道の基準を参考に下限面積の設定を2haとしておりましたが、近年、管内の農業委員会では、新規での農業</p>

	<p>参入を促進すること並びに遊休農地の未然防止を目的に下限面積を引き下げしている状況から、本村においても、平成24年度に下限面積を2haから1haに引き下げたところであります。</p> <p>1haとした根拠としては、従来の畑作と野菜の営農だけではなく、高収益となる施設野菜の経営や最低限の輪作体系を維持するためとして想定し、設定したところであります。</p> <p>つきましては、農地の有効利用や遊休化の防止のために小規模農業者や新規就農者を受け入れていくこともできるよう、当面は1haとして状況を見極める必要があると思われまます。審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします。議案第2号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、議案第2号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程5、議案第3号について事務局からの説明を求めまます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の7頁をご覧ください。</p> <p>こちらの賃借料情報は、現在も基盤強化法で契約が継続している、農地売買等事業に係る一時貸付を除いた賃貸借53件を対象に、最高額、平均額、最低額を表示しております。</p> <p>別冊資料の3頁以降をご覧ください。全契約分が3頁、三ノ原、南一線などの国道から西側の西部地区を抽出したものが4頁、八ノ原、向丘、黒田、知来別などの中央地区が5頁、登方面の東部地区が6頁となっており、それぞれの地区毎に最高額・最低額を赤枠で囲っております。</p> <p>再度議案の7頁をご覧ください。</p> <p>西部は最高額が10,861円、平均額は7,865円、最低額は3,474円。 中央は最高額が10,526円、平均額は7,750円、最低額は3,333円。 東部は最高額が6,013円、平均額は3,863円、最低額は3,000円となっております。</p> <p>なお、当該賃借料情報につきましては、農地法第52条の規定に基づき、村のホームページと事務局に備え付ける方法により公表する予定です。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

	<p>それではお諮りします。議案第3号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>それでは、議案第3号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程6、議案第4号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の9頁から16頁までとなります。本件に関しては法定業務として平成21年度の法改正以降取り組んでいる事務であり、前年度の目標に対する活動点検・評価を総会で決議することとされているものです。</p> <p>令和3年度の活動点検・評価について記載されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑をお受けいたします。ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします、議案第4号について原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、議案第4号を原案どおり決定いたします。</p> <p>本日、予定した案件は全て終了いたしました。皆さんから何がございませんか。(特になしの声)</p> <p>それでは、事務局から諸般の報告を願います。</p>
事務局	<p>諸般の報告をいたします。</p> <p>(資料を基に報告)</p>
議長	<p>その他、なければ以上をもちまして、令和4年第5回留寿都村農業委員会総会を終了いたします。</p>
	<p>以上、議事録をもって顛末とする。</p> <p>閉 会 午後1時47分</p>